

令和3年関川村議会3月（第3回）定例会議会議録（第2号）

○議事日程

令和3年3月10日（水曜日） 午前10時 開会

- 第 1 議案第 8号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第 9号 関川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第10号 関川村指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第11号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第12号 関川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第13号 関川村露店市場管理条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第14号 関川村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第15号 関川村デイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 第 9 議案第16号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第10 議案第17号 令和2年度関川村一般会計補正予算（第11号）
- 第11 議案第18号 令和2年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 第12 議案第19号 令和2年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第20号 令和2年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 第14 議案第21号 令和2年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第22号 令和2年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第4号）
- 第16 議案第23号 令和3年度関川村一般会計予算
- 第17 議案第24号 令和3年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
- 第18 議案第25号 令和3年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
- 第19 議案第26号 令和3年度関川村介護保険事業特別会計予算
- 第20 議案第27号 令和3年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
- 第21 議案第28号 令和3年度関川村宅地等造成特別会計予算
- 第22 議案第29号 令和3年度関川村有温泉特別会計予算
- 第23 議案第30号 令和3年度関川村下水道事業会計予算
- 第24 議案第31号 令和3年度関川村簡易水道事業会計予算

- 第 2 5 同意第 1 号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第 2 6 同意第 2 号 関川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 8 号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例
第 2 議案第 9 号 関川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
第 3 議案第 10 号 関川村指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
第 4 議案第 11 号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第 5 議案第 12 号 関川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第 6 議案第 13 号 関川村露店市場管理条例の一部を改正する条例
第 7 議案第 14 号 関川村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
第 8 議案第 15 号 関川村デイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例
第 9 議案第 16 号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定について
第 10 議案第 17 号 令和 2 年度関川村一般会計補正予算（第 11 号）
第 11 議案第 18 号 令和 2 年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
第 12 議案第 19 号 令和 2 年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第 3 号）
第 13 議案第 20 号 令和 2 年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
第 14 議案第 21 号 令和 2 年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
第 15 議案第 22 号 令和 2 年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）
第 16 議案第 23 号 令和 3 年度関川村一般会計予算
第 17 議案第 24 号 令和 3 年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
第 18 議案第 25 号 令和 3 年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
第 19 議案第 26 号 令和 3 年度関川村介護保険事業特別会計予算
第 20 議案第 27 号 令和 3 年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
第 21 議案第 28 号 令和 3 年度関川村宅地等造成特別会計予算
第 22 議案第 29 号 令和 3 年度関川村有温泉特別会計予算
第 23 議案第 30 号 令和 3 年度関川村下水道事業会計予算
第 24 議案第 31 号 令和 3 年度関川村簡易水道事業会計予算

第25 同意第 1号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第26 同意第 2号 関川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○出席議員（10名）

1番	渡	邊	秀	雄	君	2番	近	壽	太	郎	君
3番	鈴	木	紀	夫	君	4番	伊	藤	敏	哉	君
5番	小	澤		仁	君	6番	加	藤	和	泰	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	平	田		広	君
9番	伝		信	男	君	10番	菅	原		修	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	加	藤	弘	君							
副	村	長	宮	島	克	己	君					
教	育	長	佐	藤	修	一	君					
総	務	政	策	課	長	野	本	誠	君			
住	民	税	務	課	長	渡	邊	浩	一	君		
健	康	福	祉	課	長	佐	藤	充	代	君		
農	林	課	長	富	樫	吉	栄	君				
建	設	課	長	渡	邊	隆	久	君				
教	育	課	長	熊	谷	吉	則	君				
健	康	福	祉	課	参	事	佐	藤	恵	子	君	
住	民	税	務	課	参	事	須	貝	博	子	君	
観	光	地	域	政	策	室	長	大	島	祐	治	君

○事務局職員出席者

事	務	局	長	河	内	信	幸	
主		幹		渡	辺	め	ぐ	美

午前10時00分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いします。

日程第1、議案第8号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、議案第8号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第8号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

これは令和3年度から令和5年度までの介護保険料率について定めるものでございます。また、健康保険法施行令等の一部を改正する政令におきまして、平成30年度及び令和2年度の税制改正により、介護保険料や保険給付費の負担水準等に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、介護保険法施行令等の規定の見直しが行われたことにより、村条例において所要の改正を行うものでございます。

詳細について健康福祉課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、説明させていただきます。

1 ページ目をお開きください。

第2条、保険料率でございます。令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率を定めるものでございます。

このたび第8期の介護保険計画を策定いたしました。令和3年度から令和5年度までの3か年計画でございます。計画書につきましては後ほどお届けさせていただきます。この第8期の計画によりまして保険料率を定めるものでございますが、本日配付させていただきました説明資料をご覧くださいと思います。

まず、1 ページ目をご覧くださいと思います。

1の(1)高齢者等の人口推計でございます。一番下の高齢化率でございますが、令和3年度から令和5年度まで徐々に上がっていきます。これは少子高齢化によるものでございますが、真ん中に高齢者人口がございます。令和3年度が2,235人、令和5年度が2,203人とほぼ横ばいという状況でございます。

次に、2 ページをお開きください。

(2) 要介護認定者数の推計でございます。認定者数は、令和3年度に433人と推計されております。以降は横ばいで推移するものと見込んでいます。認定率につきましては、令和3年度の19.1%から緩やかな増加傾向となります。この推計につきましては、1ページ目の表の下のほうに地域包括ケア「見える化」システム将来推計機能よりとありますが、この資料を使っております。

次に、3ページ目をお開きください。

(1) 介護保険料の方針についてでございます。第8期介護保険料、令和3年度から令和5年度については、第8期計画期間3か年の介護保険サービスの見込量を設定し、介護保険事業費を算定した上で、保険料算定の諸要件及び国の指針を基に算定いたします。

保険料算定の諸要件でございます。保険給付費の財源内訳は円グラフのとおりでございます。第1号被保険者保険料が23%、第2号被保険者保険料が27%、公費は50%でございます。第8期につきましては、第7期と同様でございます。第1号被保険者のうち75歳以上の高齢者の割合及び所得の段階別被保険者割合の全国平均との格差に生ずる保険料基準の格差を調整するために、財政調整交付金が交付されます。

②でございますけれども、保険料に関する国の指針でございます。介護保険給付費の増加に伴い保険料負担も増加している中で、より安定的な介護保険制度の運営のために被保険者の負担能力に応じて保険料を段階的に設定しています。第8期におきましても、所得の段階を9段階とし、負担の平準化を図ります。

4ページ目をご覧ください。

(2) ①でございます、介護保険料の基準額の推計でございます。真ん中辺に標準給付費見込額とあります。この見込額は3か年の合計で、一番右の列になりますけれども、29億1,523万4,000円でございます。その次の地域支援事業費の見込額、3年合計で9,810万円と見積もっております。第1号被保険者の負担分相当額はこの合計の23%の、次の行になりますけれども、6億9,306万6,000円となります。ここから調整交付金見込額と基金の活用を考慮いたしまして、保険料収納必要額を、一番下の行になりますけれども、5億3,904万9,000円と見積もっております。これによりまして、月額保険料を7,000円とするものでございます。

次に、5ページをお開きください。

②保険料段階の設定でございます。所得の水準に応じて9段階としております。第5段階を基準といたしまして年額8万4,000円でございます。月額7,000円です。第1段階から第3段階までは低所得者の軽減が強化されており、年間保険料は括弧内の金額となっております。

6ページ目をお開きください。

第8期の月額保険料の基準額、1人当たりの内訳でございます。これは表のとおりということで、月額保険料を7,000円とした場合、不足する部分につきましては基金を取り崩して充当いたします。

これによりまして、第7期の保険料と同額で設定させていただくものでございます。

続きまして、議案のほうの1ページ目の一番下、第5条でございます。第5条につきましては、税制改正等に伴いまして文言の整理をするものでございますが、合計所得金額についての整理を行うものです。

附則でございます。この条例は、令和3年4月1日から施行する。経過措置といたしまして、2でございますけれども、第2条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前によるということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

この保険料率ですけれども、前々回で日本一の保険料になったわけですが、前回ちょっと改めて、今回は前回並みだということでありまして、月額7,000円。これは近隣町村に比べてどんなものですか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 各市町村の状況については非公表なんですけれども、県のほうで一応どうしますかというような調査がありまして、そこで出された、どこの市町村が幾らというのは公表されておられませんけれども、前回の第7期の保険料率と比較して上がっているか下がっているかというところまでは見られる状況です。それを見ますと、ほぼ第7期と同じぐらいの水準で皆さん考えているようです。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 5番、小澤です。

伝議員と同じ質問なんですけれども、前々回に関川村の介護保険料が高いと言われた事案で、給付サービス等々を考えると決してそれほど高くはないという認識ではいたんですけども、メディアであんな報道をされてしまうと、村民の中にはもう村は高いんだというイメージがある。それから見て、今期近隣との違い、前年と同様ですというお答えはいただいたんですが、近隣と比べて村の介護保険料はどうかという辺りをもう一度お願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、第7期の近隣の市町村の月額保険料を申し上げます。村上市は5,900円、胎内市5,923円、新発田市5,800円、粟島浦村6,300円。そして、人口規模等が同じ規模の市町村を見ますと、聖籠町は6,600円、弥彦村が6,400円、津南町が6,400円、妙高市は6,900円、阿賀野市が6,486円となっております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 伝議員、小澤議員と同様でしたので、取り下げます。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第8号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第8号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第9号 関川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第2、議案第9号 関川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第9号は、関川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例でございます。

これは指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、村条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細は健康福祉課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、1ページをお開きください。

この条例は、国の基準と同様に作成しておりますので、国の基準の改正によりまして同じ改正が行われております。

まず、対象となる村の事業所につきましてですけれども、関川村社会福祉協議会のケアマネと呼ばれる介護支援専門員のことでございます。もう1件は、関川愛広苑にいる介護支援専門員のことでございます。

それでは、1ページ目をご覧いただきたいと思います。

第4条に第5項と第6項を加えるものです。第5項につきましては、障害福祉サービスにおける対応も踏まえ、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、これらの措置を適切に実施するための担当者の設置等を義務づけるものでございます。この改正は3年間の経過措置期間が設けられており、期間中は努力義務となります。

続きまして、4ページ、第21条をご覧ください。運営規程でございます。第6号に「虐待の防止のための措置に関する事項」ということで、これを加えるものでございます。

続きまして、第22条でございますが、勤務体制の確保、第4項を加えるものでございます。介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策を求めることとするものでございます。

続いて、第22条の2でございます。業務継続計画の策定等ということでございますが、これに加えるものです。感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務づけるものでございます。この改正は3年間の経過措置が設けられており、期間中は努力義務となります。

続きまして、第24条の2でございます。感染症の予防及びまん延の防止のための措置。感染症対策の強化でございます。介護サービス事業者に感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施を義務づけるものでございます。この改正も3年間の経過措置が設けられております。

続きまして、第30条の2、虐待の防止でございます。虐待の防止に関する規定を追加するものでございます。

7ページの附則でございます。この条例は、令和3年4月1日から施行するもので、ただし、第16条第18-2号の次に1号を加える規定は10月1日から施行となります。虐待の防止及び業務継続計画の策定等、感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る規定については、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間は努力義務とする経過措置を設けるということでございます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第9号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第10号 関川村指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

○議長(渡邊秀雄君) 日程第3、議案第10号 関川村指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第10号は、関川村指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例でございます。

これは指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、村条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細は健康福祉課長に説明させます。

○議長(渡邊秀雄君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(佐藤充代君) それでは、1ページ目をお開きください。

村の条例も国の基準と同様の基準となっておりますので、所要の改正を行うものでございます。

対象となる事業所でございますが、関川村地域包括支援センターが対象となります。

主な内容といたしまして、第2条に第5項と第6項を追加するものでございます。議案第9号と

同様の内容で改正されております。

まず、第2条の第5項につきましては、虐待の発生またはその再発防止のための措置を義務づけるものでございます。

続きまして、2ページ目、第19条でございます。運営規程の中の第6号に「虐待の防止のための措置に関する事項」を加えるものでございます。

第20条につきましても、第4項にハラスメント対策の強化を加えるものでございます。

第20条の2につきましては、業務継続計画の策定等ということで、業務継続に向けた取組の強化を加えるものでございます。

3ページ目の、第22条の2でございます。感染症の予防及びまん延の防止のための措置でございますが、これを感染症対策の強化ということで加えるものでございます。

第28条の2でございます、虐待の防止。虐待の防止に関する規定を加えるものでございます。

6ページ目の附則をご覧くださいまして、この条例は、令和3年4月1日から施行する。経過措置については、議案第9号の改正と同様に3年間の経過措置が設けられておりまして、努力義務となっております。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第10号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第11号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第4、議案第11号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第11号は、関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

これは指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、村条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細について健康福祉課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 議案第11号につきましても、先ほどの議案第9号、議案第10号と同様で、国の改正に伴いまして同様に改正するものでございます。

対象となる事業でございますが、認知症対応型通所介護、社会福祉協議会のゆうあいで実施してございます。小規模多機能型居宅介護、ハーティプラザ関川が該当いたします。認知症対応型共同生活介護、グループホームせきかわが対象となっております。

それでは、1ページ目の第3条でございます。第3項と第4項を加えるものでございます。指定地域密着型サービスの事業の一般原則ということで、第3項は虐待の発生またはその再発防止のための措置を義務づける規定でございます。

18ページをお開きください。

18ページの一番下に第73条とございます。そして、19ページの第80条とございます。これが指定認知症対応型通所介護事業者のゆうあいが該当する項目となっております。

第73条につきましては運営規程でございます。第10号に「虐待の防止のための措置に関する事項」を加えるものでございます。

第80条につきましては準用ということでございますが、ハラスメント対策の強化、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、虐待の防止に関する規定の追加について、この第80条で準用するというように規定されております。

続いて、第82条から第108条までが、小規模多機能型居宅介護事業者、ハーティプラザ関川が該当するものでございます。

まず、22ページの第100条とございます。運営規程の第10号に「虐待の防止のための措置に関する

事項」を加えるものでございます。

次のページの、第108条、準用でございますが、ここでハラスメント対策の強化、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、虐待の防止に関する規定の追加ということで規定されてございます。

続きまして、24ページの第110条から第128条までが、グループホームせきかわの、認知症対応型共同生活介護事業者ということで、ここで該当になっております。

28ページの第122条でございます。第7号に「虐待の防止のための措置に関する事項」を加えるものでございます。

第123条、第3項の改正と、第4項を加えるものでございますが、第3項は認知症介護基礎研修の受講を義務づけるものでございます。この規定につきましては、令和3年3月31日までの間は努力義務とする経過措置が設けられております。第4項はハラスメント対策の強化ということを加えるものでございます。

第128条でございますが、準用規定でございます。業務継続に向けた取組の強化、感染症対策の強化、虐待の防止に関する規定の追加について規定されております。

43ページ、附則といたしまして、施行日についてでございますが、この条例は、令和3年4月1日から施行するというところでございます。なお、経過措置が設けられております。経過措置につきましては先ほど説明した条のところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 3番、鈴木です。

今回、条例改正のところで感染症という言葉とハラスメント、虐待という言葉が出ておりますけれども、今回の国の指針の変更でということですが、これは今はやりの感染症で、虐待だとかハラスメントというのがクローズアップされてきているのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（佐藤恵子君） ただいまの質問ですけれども、この感染症に対してハラスメントとかということは、こちらには厚生労働省からは届いておりませんが、虐待に関しては、要介護施設従事者の虐待といいまして、家族とかが虐待する場合と違って、施設職員が入所者に対して虐待するということがだんだん年々増えている、増加傾向であるということも踏まえてありますので、そちらが追加されたものと考えております。ただ、すみません、詳細なところは今持ち合わせてはおりませんので分かりませんが、以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第11号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第12号 関川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長(渡邊秀雄君) 日程第5、議案第12号 関川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第12号は、関川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

これは指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、村条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細は健康福祉課長に説明させます。

○議長(渡邊秀雄君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(佐藤充代君) それでは、1ページ目をお開きください。

この改正につきましても、先ほどの改正と同様でございます。

対象となる事業につきましては、ゆうあいでも実施しております介護予防認知症対応型通所介護で

ございます。それと、ハーティプラザ関川の介護予防小規模多機能型居宅介護、グループホームせきかわの介護予防認知症対応型共同生活介護が対象となります。

第3条でございます。指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則の第3項に虐待の発生またはその再発防止のための措置を義務づける規定を加えるものでございます。

2ページをお開き願いまして、第8条から第39条までが、ゆうあいの指定認知症対応型通所介護事業が対象になります。

4ページの第27条でございます。運営規程の第10号に「虐待の防止のための措置に関する事項」を加えるものでございます。

5ページ、第28条の2、業務継続計画の策定等の条を加えるものでございますが、業務継続に向けた取組の強化を加えるものでございます。

6ページ、第31条でございますが、衛生管理等ということで、感染症対策の強化について、第1号から第3号まで加えるものでございます。

7ページの第37条の2でございます。虐待の防止に関する規定の追加でございます。

8ページでございますけれども、第44条から第65条までが、ハーティプラザ関川、介護予防小規模多機能型居宅介護事業者ということで対象となっております。

11ページになります、第57条の運営規程、第10号に「虐待の防止のための措置に関する事項」を加えるものでございます。

12ページの第65条でございます、準用規定でございますが、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、虐待の防止に関する規定の追加について規定されております。

第71条から第87条までが、グループホームせきかわの、介護予防認知症対応型共同生活介護事業が対象となります。

第80条でございます、16ページになります。運営規程の第7号に「虐待の防止のための措置に関する事項」を加えるものでございます。

第81条、勤務体制の確保等でございますが、第3項、第4項の改正でございます。認知症介護基礎研修の受講の義務づけでございます。この規定につきましては、経過措置が設けられております。令和6年3月31日までの間は努力義務となります。第4項でございますが、ハラスメント対策の強化ということで規定されております。

第86条は準用規定でございます。業務継続に向けた取組の強化、感染症対策の強化、虐待の防止に関する規定の追加について規定されております。

20ページに附則がございます。この条例は、令和3年4月1日から施行するということで、経過措置につきましては、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第12号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第13号 関川村露店市場管理条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第6、議案第13号 関川村露店市場管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第13号は、関川村露店市場管理条例の一部を改正する条例でございます。

これは市場に関する管理業務及び市場の開設区域につきまして一部改正を行うものでございます。

詳細を観光地域政策室長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） それでは、説明をさせていただきます。

関川村露店市場につきまして、第4条の中で、移動露店の管理については集落に委託することができるかとされておりましたが、第2項を設ける形で、市場の管理を業務委託することができるという記載の変更でございます。

次に、第8条第2項につきましては、これまで常時露店の許可有効期間、許可から1か年としておりましたが、実情に合っていない面がございますので、この記載については削除をさせていただきます。

き、第2項としまして、暴力団廃止条例の記載が市場の管理条例にごさいませんでしたので追加とさせていただきます。

次に、出店料の徴収についてでございます。第12条、本村職員をして露店市場に派遣し出店者から直接徴収するという規定がございました。この規定に基づきまして、これまで会計年度任用職員として雇用をしまして徴収に当たってまいりましたが、露店の出店者数も非常に少ない状況の中で、見直しを行わせていただきまして、村長が別に定める方法で納入するという形に改めさせていただきます。

次に、この規定以外の部分で必要な事項について、村長が別に定めるとさせていただきます。

また、別表につきましては、上野新市場の記載がございますけれども、今後の開設見込みが立たないということから記載を削除させていただくものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 第4条にある露店というのは、下関が該当しているんですが、下関の六斎市、テントを張って本当に道路でやるものと、車庫を借りたり玄関を借りたりとかしてふすまを開けてやっている露店もあるんですが、そういったところもこの露店に含まれるんでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 露店の区域として設定をさせていただきますので、露店に含まれるという形になります。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） お祭りの際に神社の境内に出る露天商というのもこれに該当するんでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） それについては該当しない形になります。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 今の鈴木議員と似たようなところなんですけれども、改正前に、別表の一番下、臨時露店というところが明記されていたのが、改正後に削られているというか、お祭りの縁日の話になるかと思うんですが、それと道の駅にたまに露店が出店されているときもあると思うんですけれども、その辺をまとめられて新しい改正後の別表に含むという捉え方でよろしかったですか。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 臨時露店の記載を削除はしてございませんで、削除させていた

だいたのは上野新市場に関してのみとなります。

この条例第2条の区域内で村長が定めるとしてありますので、村長が定めない限りはそこを市場として見ないという格好で、管理の中でやっていただくという形になります。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 現在の六斎市の出店店舗数、大体何件ぐらいかお伺いします。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 今ほどの質問でございますが、冬期間は非常に少ない状況が続いておりまして、今現状ですと、天気がいい日でも2店舗程度と。ただ、春からになりますと、五、六店舗の出店が見られるということなんですが、その辺の管理についても今後徹底をするために、今回改正をさせていただくものでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） 今説明があったように、冬場2件しか来ないとか話を聞くんですけども、来てもすぐ閉めて、注文を受けたのだけして、1時間もいたら帰ってしまうというものもあるそうなんですけれども、それでもこのまま、店舗数はかなり減ってきているけれども、継続していくという格好で捉えていいんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） この下関の定期市場についてでございますが、今の現状の場所を道路占用というか、道路の使用許可を取ってまでその場所でやらなければいけないかどうか、今後また議論が地元と必要になってくるかと思えます。地元の区長さんのほうからは、このまま継続をというお願いがございますが、我々としましては場所の移動等も考えて、今後この市場、何とか継続をしていきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第13号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第14号 関川村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

○議長(渡邊秀雄君) 日程第7、議案第14号 関川村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第14号は、関川村道路占用料等徴収条例の一部を改正するものでございます。

詳細について建設課長に説明させます。

○議長(渡邊秀雄君) 建設課長。

○建設課長(渡邊隆久君) 議案第14号は、道路法施行令の一部改正によりまして道路占用料が見直され、村の道路占用料についても、新潟県に準じ改定するものです。各占用料については新旧対照表のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長(渡邊秀雄君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第14号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第14号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第15号 関川村デイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第8、議案第15号 関川村デイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第15号は、関川村デイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例でございます。

これは福祉施設の効率的な運営を図るため、令和3年度以降は、関川診療所の隣のふれあいの家で実施しているデイサービス事業を湯沢にある高齢者生活福祉センターゆうあいに一本化することにより条例を廃止するものでございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第15号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第15号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第16号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第9、議案第16号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第16号は、関川村公の施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

これは村の施設について指定管理者の指定期間が満了するため、4月1日から別紙のとおり指定管理者を指定することとし、議会の議決を求めるものでございます。

詳細は総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、公の施設に係る指定管理者の指定について説明をさせていただきます。

5年間の契約でやってきておまして、ちょうど更新の年に当たります。施設の一覧がついてございます。番号でいう1番から14番までが関川村自然環境管理公社への指定管理でございます。主に観光施設でございますけれども、13番、14番に公民館と村民体育館がございます。

15番から17番は福祉施設でございます。関川村社会福祉協議会への指定管理でございます。

18番が農村文化交流センター「の～む」で関川村土地改良区。19番が関川村林業活動施設ということで、関川村森林組合への指定管理でございます。

20番から、次のページへ行きまして34番まで、これらは各地区のふるさと会館、改善センター、集落センター、そして下関にあります関川村就業改善センター、辰田新生活センター、それぞれの集落・コミュニティーに指定管理をお願いするというものでございます。

35番から38番が農村公園4か所でございます。各地区への指定管理でございます。

39番は金丸八ツ口地区テレビジョン共同受信施設ということで、共同視聴組合への指定管理でございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第16号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第16号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長(渡邊秀雄君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第10、議案第17号 令和2年度関川村一般会計補正予算(第11号)

○議長(渡邊秀雄君) 日程第10、議案第17号 令和2年度関川村一般会計補正予算(第11号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第17号は、令和2年度関川村一般会計補正予算(第11号)であります。決算を見通した内容で編成を行いました。

詳細について総務政策課長に説明させます。

○議長(渡邊秀雄君) 総務政策課長。

○総務課長(野本 誠君) それでは、第11号の補正予算を説明させていただきます。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正ということで、2,320万円を減額いたしまして、予算総額59億1,530万円とするというものでございます。

第2条で繰越明許費、第3条で地方債の補正をお願いいたします。

初めに、7ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費ということで、次年度への繰越しをさせていただく事業でございます。上から順番に少し説明をさせていただきます。

戸籍住民基本台帳費でございますが、戸籍附票システム、それから戸籍情報システムのそれぞれ改修の委託料でございます、638万円。

それから、新型コロナウイルスのワクチンの関係の接種事業費、これが4,620万円。

それから農業関係で、県営土地改良事業負担金ということで、女川の圃場整備の関係です。国の

補正予算に対応する分でございます。

商工業振興費、これは温泉宿泊支援事業補助金ということでコロナ対策で行った分でございます、それが260万円。それからもう一つありまして、デリバリーランチ事業の補助金、これが60万円ということでございます。

観光施設整備費でございます。健康増進施設ございまして、1億6,100万円でございます。

それから、道の駅の周辺整備事業費、これが1億2,700万円でございます。

それから、道路橋りょう維持費6,250万円、これにつきましては土沢橋の関係でございます。

それから、学校管理費で小学校費、中学校費、それぞれ82万円。これはコロナ関連の需用費、それから備品購入を行うというものでございます。

次のページ、第3表、地方債の補正でございます。

4つございまして、追加でございますけれども、まず、県営経営体育成基盤整備事業ということで、女川圃場整備の関係です、3,600万円。それから、県営農村地域防災減災事業ということで、こちらにも新堀用水の改修ということで440万円。いずれも国の補正予算に対応するものでございまして、村の負担分を支出するための起債ということでございます。

それから、交通対策事業ということで1,600万円。これは下関駅の管理費で1,000万円、通学の定期券の助成で600万円、それぞれ起債をして、その分積み立てるということでございます。

それから、減収補てん債840万円。これはコロナの関係もございまして、減収になった分を起債するというところでございます。揮発油譲与税、たばこ税、地方消費税、その分の落ち込みの分を起債するというところでございます。なお、これにつきましては100%交付税算入があるという起債でございます。

それから2番目、補正ございまして、道の駅周辺整備事業の関係で増額をお願いいたします。2,600万円増やしまして1億2,600万円ということでございます。

それから、次の9ページをお願いいたします。

歳入から説明をさせていただきます。

まず、今回は決算期を見込んだ補正ございまして、減額という部分が多いんですけども、プラスになった部分もございます。その部分を主に説明させていただきたいと思っております。

まず、10款地方交付税でございます。1億2,212万円の増でございます。

それから、14款国庫支出金2項国庫補助金でございます。まず、説明欄ですけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,250万2,000円でございます。交付金につきましては1次配分、2次配分があって、そして3次配分もこのたび額がございました。金額は3次配分、1億900万円くらいなんですけれども、その分からここに書いてあります2,250万2,000円を健康増進施設のほうに充てさせていただいて、残る8,000万円ぐらいは新年度になってから改めて補正をさせてい

ただくということをお願いしたいと思います。

それから、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金1,305万9,000円でございます。これにつきましては、2月の臨時議会で第10号補正で補助金を補正させていただきました。その後、また追加がございまして、このたび増額するというものでございます。

道路事業費国庫補助金、これは土沢橋の関係で補助金が見込んだよりも増えるということで、1,812万円でございます。

11ページ、お願いいたします。

15款県支出金2項県補助金でございます。4目の農林水産業費県補助金、説明の10ということで機構集積協力金交付金1,657万4,000円、これはトンネル補助をするというものでございます。

それから、17款の寄附金につきましては、ふるさと応援指定寄附金でございます。2月末現在で、件数でいうと1,162件、金額でいうと2,380万3,000円の寄附をいただいております。3月ももう少し伸びるかなということで期待をしておりますけれども、予算では2,500万円を計上させていただきました。

18款の繰入金、基金繰入金でございます。ここは減額となっております、令和2年度決算のときにはできれば全部基金を繰入れしないで済めばいいかなと思っておりますけれども、財源調整の関係で減額できるものはするということでございます。

それから、20款の諸収入、雑入でございます。宝くじの交付金でございます。これはマイナスの280万6,000円となっております。毎年700万円、800万円の交付金があつて貴重な財源となっておりますけれども、今年度につきましては、県庁の隣の市町村の自治会館の大規模改修があるということで、そちらのほうに配分が多く行く関係で、市町村のほうが予定よりも減額ということでございます。

それから13ページ、21款村債でございます。これは決算に向けての実績による調整ということでございます。

それから、14ページからは歳出でございます。

初めに、15ページをお願いいたします。

15ページの7目地域振興費、12節の委託料でふるさと納税謝礼品発送業務委託料200万円を計上させていただきました。それから24節の積立金ではふるさと応援基金で2,500万円、それから地方債補正で説明いたしました1,600万円の積立てということでございます。

続いて、20ページをお願いいたします。

20ページで、3款民生費2項児童福祉費、一番最後ですけれども、需用費ということで保育園の消耗品費62万円です。おもちゃの消毒庫などを購入するというので、国の100%の補助金を活用いたします。

それから、21ページをお願いいたします。

4款衛生費でございます。3目予防費ということで、新型コロナウイルスのワクチン接種の関係でございます。歳入でご説明いたしました、国の補助が追加になった関係で事業費を上乗せさせていただきます。

7節の報償費でございます400万円、これは接種を委託する医療機関等に対するものでございまして、佐藤医院、診療所、そして愛広苑への協力費ということで計上させていただきました。

13節の使用料及び賃借料でございます、車の借上げで100万円。医療機関まで移動が困難な高齢者などに対しまして、移動手段として考えられないかということで、車の借上げを検討しているところでございます。

17節の備品購入費につきましては、ワクチン保管用のフリーザーの停電の対策ということで250万円の計上でございます。

それから、18節の負担金でございます。これは郡市で健康被害の調査の委員会を立ち上げるということにしております。その負担で2万円でございます。

続いて、24ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、3目の農業振興費でございます。18節の補助金でございますけれども、4番の機構集積協力金交付金1,657万4,000円、歳入でトンネル補助と申し上げましたが、女川圃場整備の事業の進捗に伴いまして、地域での話合いが進みました。その関係で地区が増えます。地域集積協力金の対象地区が2地区から4地区に増えます。それから、経営転換の協力金の取組の農家数が7戸から12戸に増えるということでございます。

25ページ、お願いいたします。

7目の農業農村整備事業費でございます。18節の負担金でございます、何度か出てまいりましたけれども、女川圃場整備の関係で、県営経営体育成基盤整備事業負担金、これにつきましては村の負担が10%でございます、3,400万円。

それから、その下の県営農村地域防災減災事業負担金、これは11%の負担ということで184万円を計上させていただきました。

27ページをお願いいたします。

6款商工労働費でございます。5目施設整備費でございます。まず、12節の委託料、道の駅の周辺整備の関係でございますが、実施設計業務委託で、当初1,000万円の予算がありましたけれども、210万円を追加させていただくということでございます。

それから、14節の工事請負費では、道の駅の工事請負費ということで2,490万円追加させていただきました。当初予算には9,000万円予算計上させていただきましたので、合わせて1億1,490万円ということになります。

31ページ、お願いいたします。

9款教育費でございます。小学校費と中学校費とございまして、消耗品と備品購入費に予算を計上させていただきました。これは国の補助を活用いたしましてコロナ感染症の関係で備品と消耗品を計上させていただいたということで、国の補助率は2分の1ということでございます。

それから最後に、35ページで、給与費明細書、このたび増減のある分、ここに明細をつけさせていただきます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

27ページ、6款5目の道の駅の周辺整備事業なんですけれども、今の説明で、実施設計業務委託料が当初1,000万円計上されていたんですけれども、それに対してまた210万円の追加、追加補正で210万円追加という、それから工事費のほうでも最初に2,000万円、その後9月に1億8,500万円か、それで今回また2,490万円、これを全て次年度へ繰り越すのか。繰越しのほうが1億2,600万円なんですけれども、何かちょっと計算が合わないような感じで、最初の説明では、駐車場を一部改修工事ですという話で説明してきたのが、全然目に見えた状態になっていないので、現在の進み具合をご説明願いたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） それでは、今ほど質問のありました道の駅のリニューアルに関する説明をさせていただきます。

まず、増嵩部分になりますが、昨日質問の中でも説明させていただいたとおり、バスの駐車場の部分の道路の設計の変更等を行わせていただいております。

それから、当初施工期間短縮のために道の駅にはトイレ棟の造成の際に二次製品を利用する予定でございました。二次製品利用の場合にかかる予算が我々の想定を大幅にオーバーしておりまして、そこを改めて木造に変更して設計を行っていただいております。

また、全体のイメージが捉えにくいという、レイアウト図だけの説明ではなかなかイメージが湧かない部分がありますので、そういったことからパース図の作成についても行う予定としてございます。

現状、基本計画、それから詳細の設計に現在入っておる状況でございますので、これから道の駅のほうは大幅に動いてくるという格好でご理解いただければと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

今の説明で、大幅に最初の予定より結構オーバーしていると、そういう話だったんですけども、その根拠は何か、一番オーバーしている部分に関する根拠があれば。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 一番オーバーというか、設計の段階で、当初はせきかわ歴史とみち館脇までを区域として設定してございましたが、大型バスの関係で、東桂苑脇の道路の改修まで、道路の設計については延長が必要となっております。そのエリア拡大という部分が非常に大きい部分でございますし、またそのトイレの木造プランに変更したという面につきましては、トイレ棟だけで1億円近いお金がかかるという設計額になりそうでしたので、そこを木造にすることで半分以下に抑えられるということで、今回設計の中では確かに額は増えるんですが、事業費全体の中で圧縮を図るために今回予算を盛らせてもらったところです。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 最後なんですけれども、最終的にじゃあ工事費は幾らぐらいかかるようになるんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 最終的な予算についてでございますが、令和3年度の予算といたしまして、また改めて説明をさせていただく部分が、トイレの新設を予定してございます。それから大型遊具、それと多目的芝生広場、イベントスペースの整備ということで、次年度総額では約2億円を予定してございます。今年度分が繰越額、工事費で1億1,490万円でございますので、3億1,490万円の工事請負費を見込んでおります。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案17号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第18号 令和2年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第11、議案第18号 令和2年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第18号は、令和2年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。

内容につきましては健康福祉課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、議案第18号について説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ190万円を追加いたしまして、総額を6億935万円とするものでございます。

205ページをお開きください。

3款1項2目1節に発熱外来診療体制確保支援国庫補助金190万円を追加するものでございます。これは診療所が新型コロナウイルス感染症に対応いたしまして発熱者の診療時間を設けまして診療をすることに対して、国からの補助がいただけるものでございます。

206ページ、歳出でございます。

6款2項1目27節の繰出金に190万円を追加いたしまして、診療所会計へ繰り出してやります。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第18号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第19号 令和2年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第3号)

○議長(渡邊秀雄君) 日程第12、議案第19号 令和2年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第19号は、令和2年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第3号)でございます。

具体的な内容につきまして健康福祉課長に説明させます。

○議長(渡邊秀雄君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(佐藤充代君) それでは、議案第19号について説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ190万円を追加いたしまして、予算の総額を9,190万円とするものでございます。

304ページをお開きください。

4款2項1目1節事業勘定繰入金でございます190万円、国保会計からの繰入金でございます。

305ページ、歳出。

1款1項1目10節の需用費でございます、消耗品費70万円、新型コロナワクチン接種の関係で必要となる消耗品等、または通常業務に必要な用紙代などで補正させていただきます。

2款1項1目医業費でございます、12節委託料に血液等検査委託料ということで、実績見込で不足が生じておりますので、120万円の追加をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(渡邊秀雄君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第19号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第19号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第20号 令和2年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第13、議案第20号 令和2年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第20号は、令和2年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

具体的な内容につきまして健康福祉課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 議案第20号について説明させていただきます。

既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ820万円を減額いたしまして、予算の総額を10億3,090万円とするものでございます。

404ページをお開きください。

歳入、3款1項1目介護給付費負担金203万9,000円の追加でございます。歳出、給付費に対する国の負担金でございますが、翌年度に精算する基になるんですけれども、今年度の歳入見込みといたしまして交付決定をもらってある金額で実績に基づきまして追加補正するものでございます。

2項国庫補助金1目から8目まででございますが、介護給付費の実績に基づきまして、決算を見込みまして減額したり追加したりするものでございます。

405ページをお開きください。

4款1項1目介護給付費交付金でございます。1節現年度分でございますが、給付費の実績見込みによりまして1,991万8,000円の減となっております。

7款1項1目介護給付費繰入金ということで、一般会計からの繰入金でございます。歳出、給付

費の減額に伴いまして一般会計の繰入金500万円を減額するものです。

続いて、407ページ。

歳出、1款1項1目でございます、24節積立金です。介護給付費準備基金へ2,000万円の積立てを行うものでございます。

すみません、先ほど歳入のところで説明を漏らしてしまいました。

406ページ、8款1項1目で繰越金、前年度からの繰越金を実績に合わせまして2,000万円追加するものでございます。

407ページの1款1項1目で2,000万円を積み立てるものでございます。

2款1項1目介護サービス等費でございますが、18節の負担金補助及び交付金ということで施設介護サービス費、実績見込みによりまして2,820万円を減額するものです。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第20号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第20号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第21号 令和2年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第14、議案第21号 令和2年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第21号は、令和2年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

詳細について健康福祉課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 議案第21号でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に70万円を追加いたしまして、予算の総額を7,090万円とするものでございます。

504ページをお開きください。

歳入の1款1項1目後期高齢者医療保険料でございます。実績見込みによりまして70万円を追加するものです。

505ページ、歳出でございます。

3款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金ということで18節負担金補助及び交付金でございますが、広域連合への納付金70万円の追加でございます。この会計は保険料を収納しましたら全額を広域連合へ納付するという仕組みになっておりまして、同額計上させていただいております。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第21号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第21号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第22号 令和2年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第15、議案第22号 令和2年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第22号は、令和2年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

これは固定資産整理によるものでございます。

詳細は建設課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） それでは、議案第22号について説明させていただきます。

901ページをご覧ください。

第2条で、第3条に定めた収益的収入及び支出についてご説明いたします。

既決予算の総額に収入支出それぞれ340万円を追加し、収入の総額を2億5,728万8,000円とし、支出の総額を2億5,358万5,000円とするものでございます。

902ページをご覧ください。

収入の1款3項2目過年度損益修正益に340万円を追加し、支出の1款3項1目過年度損益修正損としまして340万円を追加させていただきました。

これは平成26年度よりみなし償却制度が廃止となり、各年度における減価償却費で費用化し、それに対する長期前受金戻入で収益化することとなりましたが、公営企業会計移行時の資産整理において、その処理がなされていない資産があることが判明しましたので、このたび整理するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第22号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第22号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

13時まで休憩いたします。

午前 1 時 4 7 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

○議長(渡邊秀雄君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第16、議案第23号 令和3年度関川村一般会計予算

日程第17、議案第24号 令和3年度関川村国民健康保険事業特別会計予算

日程第18、議案第25号 令和3年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算

日程第19、議案第26号 令和3年度関川村介護保険事業特別会計予算

日程第20、議案第27号 令和3年度関川村後期高齢者医療特別会計予算

日程第21、議案第28号 令和3年度関川村宅地等造成特別会計予算

日程第22、議案第29号 令和3年度関川村有温泉特別会計予算

日程第23、議案第30号 令和3年度関川村下水道事業会計予算

日程第24、議案第31号 令和3年度関川村簡易水道事業会計予算

○議長(渡邊秀雄君) 日程第16、議案第23号 令和3年度関川村一般会計予算から日程第24、議案第31号 令和3年度関川村簡易水道事業会計予算まで、以上9件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

なお、詳細はこれから設置する令和3年度予算審査特別委員会において説明をお願いします。

村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第23号から議案第31号までの9議案につきましては、令和3年度の当初予算でございます。

提案の理由は、さきの施政方針演説をもって代えさせていただきます。

詳細な説明につきましては、一般会計については総務政策課長、特別会計につきましてはそれぞれ

れ所管の健康福祉課長、建設課長、観光地域政策室長にそれぞれ説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは初めに、一般会計の令和3年度予算につきまして説明させていただきます。

予算書の初めに当初予算（案）の概要というものがとじられているかと思えます。それをご覧いただきたいと思えます。

私からは概略ということで説明をさせていただきます。

1枚はぐっていただきまして1ページ目でございます、令和3年度の当初予算は、一般会計ですけれども48億9,000万円、前年比で2億2,700万円の増ということで、4.9%増えました。近年にはなく大規模な予算となっております。

歳入では、村税の収入ですけれども、コロナ対策における固定資産税の減免等による影響がありまして、減額を見込んでおります。6億3,832万円の計上でございます。

地方交付税、そして臨時財政対策債であります。人口の減によりまして減額も心配いたしましたけれども、今のところ地域社会再生事業費あるいは地域デジタル社会推進費の関係で増額を見込みまして、1億1,750万円の増を見込んでおります。24億2,450万円でございます。

それから、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思えます。

令和3年度の主な事業ということで、新規事業のみ説明をさせていただきます。

総務費では、村長選挙費で481万円計上してあります。集落支援員の業務委託で3名分です、1,232万円。ゆ〜むの利用券を全戸配布いたします253万円。空き家リフォーム補助金、上限200万円です。2軒分を見込みました400万円。移動販売支援事業補助金、これは買物弱者対策、高齢者見守り等の支援ということで400万円でございます。結婚新生活支援事業補助金、お祝い金、引っ越し費などを助成いたします250万円です。

衛生費です。産後ケア事業委託料ということで、産科医療機関への施設利用の助成でございます32万円。

農林水産業費では、農地集約化促進事業補助金ということで、農地所有者への補助金の創設でございます60万円。

商工労働費では、健康増進施設の備品ということで1,180万円。

土木費におきましては、道路改良で、上野新中東線の拡幅を予定しております900万円。

教育費につきましては、田麦地区の通学用の自動車でございます280万円。それから、学習支援システム使用料ということで、通信環境の家庭支援でございます34万円。給食費補助ということで、3人以上の多子世帯に対する助成で250万円。それから備品購入で小中学校の調理場の共同化ということで、給食運搬車538万円でございます。これは小学校で調理をしたものを中学校へ運ぶという車

でありまして、令和4年度に向けての事業費でございます。

公債費につきましては、元金で6億1,132万円でございます。令和3年度が一つのピークとなっておりまして、少し例年よりは多い予算となっております。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、議案第24号、国民健康保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

予算書の201ページをお開きください。

国民健康保険事業特別会計予算でございます。

第2条で、歳出予算の流用について規定させていただいております。（1）保険給付費に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。

では、206ページ、歳入でございます。

1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税でございますが、ほぼ前年度並みで計上させていただいております。

208ページ、4款1項1目保険給付費等交付金です。2節の特別交付金の2特別調整交付金分（市町村分）ということで、2,059万7,000円計上しております。国保の市町村標準システムへの移行、それから診療所の電子カルテ導入に対しまして交付金が交付される予定でございます。対前年度より1,876万4,000円の増となっております。

なお、1節の普通交付金につきましては、給付費の増によりまして、前年度よりも2,100万円ほど増の4億7,800万円を計上しております。

209ページ、6款1項1目一般会計からの繰入金です。1節の保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）につきましては、低所得者の保険税軽減分に対しまして一般会計から繰り入れるものでございまして、1,630万3,000円を計上しております。

2節の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）におきましても、低所得者に対する保険税軽減分を公費負担して支援するものでございまして、903万3,000円の計上をしております。

210ページ、2項基金繰入金でございます。財政調整基金繰入金ということで、501万6,000円を計上しております。

3項1目直営診療施設勘定繰入金、これにつきましては診療所会計への一般会計からの繰入金でございます。過疎債償還分です。

続きまして、歳出です。

212ページ、1款1項1目12節委託料、共同電算システム等委託料ということで、標準システムへ

移行するためのシステム改修になります、1,528万4,000円計上しております。

214ページをお開きください。

2款1項1目一般被保険者療養給付費です。前年度よりも1,417万2,000円増の4億1,417万2,000円を計上しております。

215ページの2項高額療養費でございますが、前年度より704万7,000円増の6,204万7,000円を計上しております。

218ページ、3款1項1目一般被保険者医療給付費分でございますが、前年度より770万2,000円増の7,807万6,000円を計上しております。

223ページ、諸支出金の繰出金でございますが、直営診療施設勘定繰出金ということで、診療所への繰出金となります678万円。前年度より358万円の増となっております。過疎債分300万円と電子カルテ導入の分で358万円の増となっております。

続きまして、関川診療所特別会計予算について説明させていただきます。

議案第25号です。予算の総額は8,610万円と定めるものでございます。

関川診療所特別会計予算でございます。診療所の新規事業といたしまして、308ページをお開きください。6款1項1目の施設費交付金でございますが、医療提供体制設備整備交付金ということで40万円計上しております。オンライン資格確認のシステム導入ということで、マイナンバーカードが保険証として使えることになりました。それに対応するためにシステムの導入を行うものでございます。

歳出予算でございますけれども、311ページ、17節の電子カルテ導入経費といたしまして備品購入費495万1,000円を計上させていただいております。

診療所会計については以上です。

続きまして、議案第26号、介護保険事業特別会計予算でございます。

予算の総額は10億550万円と定めるものでございます。

歳出予算の流用につきまして、第2条で規定させていただいております。(1)保険給付費に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用、(2)といたしまして、各項に計上された給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用について定めるものでございます。

介護保険会計につきましては、ほぼ前年度と同額の給付費を見込んでおります。

介護保険会計については以上でございます。

続きまして、議案第27号、後期高齢者医療特別会計予算でございます。

歳入歳出それぞれ7,030万円と定めるものでございます。

506ページの歳入、1款1項1目後期高齢者医療保険料でございますが、132万9,000円の増と見込

んでおります。保険料率の改定が行われておりまして、賦課の特例の廃止が行われております。令和3年度から適用されております。

後期高齢者医療保険につきましては、特に変更点がございません。前年度とほぼ同額の保険料を収入したものを歳出3款1項1目の広域連合納付金というところで広域連合へ納付するという会計になっております。

以上で終わります。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） それでは、令和3年度関川村宅地等造成特別会計予算について概要版のほうでご説明いたします。

12ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ10万円を計上させていただきました。

歳入に前年度繰越金としまして10万円、歳出に管理費としまして10万円、歳入歳出それぞれ昨年度と同額を計上させていただきました。

以上で終わります。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） それでは、村有温泉特別会計について説明をさせていただきます。

概要版をもって説明させていただきます。

歳入歳出それぞれに640万円を計上させていただいております。

歳入につきましては使用料、繰入金、歳出につきましては施設費と公債費ということで、それぞれ640万円ずつ計上させていただいております。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） それでは、議案第30号 令和3年度関川村下水道事業会計予算について説明させていただきます。

同じく概要版の13ページをお願いします。

初めに、収益的収入及び支出について説明いたします。

初めに、収入でございますが、前年度予算と比較しますと、使用料の収入や長期前受金戻入の減によりまして、総額では4億8,152万2,000円でございます。

続きまして、支出についてですが、前年度予算と比較しますと、減価償却費や企業債利子の減により、総額では4億8,711万2,000円でございます。

続きまして、資本的収入及び支出について説明いたします。

初めに、収入についてでございますが、前年度予算と比較しますと、建設工事費の減による国庫補助金の減によりまして、総額では2億1,103万2,000円でございます。

続きまして、支出についてですが、前年度予算と比較しますと、今ほど説明しました国庫補助金の減によりまして、処理場の建設費の減により、3億3,750万円でございます。

以上で、関川村下水道事業会計予算の説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 議案第31号、関川村簡易水道事業会計予算について説明させていただきます。

同じく概要版の14ページをお願いいたします。

初めに、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

初めに、収入についてでございます。前年度予算と比較しますと、使用料収入や長期前受金戻入の減により、総額では2億3,517万2,000円でございます。

続きまして、支出についてでございます。前年度予算と比較しますと、修繕費や減価償却費の減により、総額では2億2,327万円でございます。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

収入支出とも建設工事費の減による企業債の減により、収入総額では2,300万円でございます。工事に伴う企業債として1,600万円、金俣地内の県道改良工事補償料として400万円を計上させていただきました。

続きまして、支出についてでございます。支出総額では1億1,870万円でございます。建設改良費の工事請負費として2,670万円を計上させていただきました。内訳の主なものとしまして、鷹の巣つり橋の配水管布設替工事と金俣地内の配水管布設替工事、こちらは共に新潟県発注の工事に併せて行う工事です。企業債償還金として8,900万円を計上させていただいております。

以上で関川村簡易水道事業会計予算の説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号から議案第31号まで以上9件については、質疑を省略して9人の委員で構成する令和3年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第23号から議案第31号まで以上9件については、9人の委員で構成する令和3年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後1時23分 休憩

午後1時24分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。ただいま設置されました令和3年度予算審査特別委員会の委員については、委員会条例第5条第2項の規定によりただいま配付しました令和3年度予算審査特別委員会の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、別紙名簿のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後1時25分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第25、同意第1号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（渡邊秀雄君） 日程第25、同意第1号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 同意第1号は、関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めるものです。

教育委員は現在4名で、任期は4年です。毎年1名が任期満了になりますが、このたび須貝誠さんが3月31日をもって任期満了となります。須貝さんは、平成21年12月から11年4か月もの長きにわたりご尽力をいただきましたが、ご本人のご意向もあり退任いただくこととし、後任に八ツ口の八幡良市さんを任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は令和3年4月1日から4年間であります。

八幡さんの略歴が添えてありますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより、同意第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(渡邊秀雄君) 起立多数です。したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

日程第26、同意第2号 関川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長(渡邊秀雄君) 日程第26、同意第2号 関川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 同意第2号は、関川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めるものです。

現在教育委員会教育長にありますが佐藤修一さんは、4月1日をもって任期が満了いたします。引き続き任命をいたしたいので、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は令和3年4月2日から3年間であります。

どうぞよろしく願いをいたします。

○議長(渡邊秀雄君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより、同意第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(渡邊秀雄君) 起立多数です。したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後1時33分 休憩

午後1時34分 再開

○議長(渡邊秀雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（渡邊秀雄君） 教育長に申し上げます。同意第2号 関川村教育委員会教育長の任命につき
同意を求めることについては、同意することに決定しましたので、本席から告知します。

教育長から再任の挨拶の申出がありました。発言を許可します。教育長。

○教育長（佐藤修一君） 皆様の同意を得まして、引き続き教育長を務めさせていただきます。初心
に返り、ふるさと関川を愛し、誇り、発展させる人づくりに誠心誠意努めてまいります。

今後ともご指導ご鞭撻よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） これで教育長の再任の挨拶を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午後1時35分 散 会